

## 水道局職員を装った訪問販売に注意を

水道局と関係があるような口ぶり  
で「水質検査に来た」などと言って  
強引に家の中に入り込み、浄水器の  
販売や宅地内給水管改修工事などを  
勧誘する業者がいるという連絡を市  
民から受けています。

水道局では、浄水器の販売や依頼  
がない水質検査は一切していません。  
訪問販売の業者が来ても、必要な  
ければ、はつきりと断りましょう。

### こんな言葉にだまされしないで

◇近所を無料で点検している

◇(水道水に試薬を入れて)色が  
変わったので危険だ

◇給水管または排水管が老朽化し  
ているようなので洗浄や修理を  
した方がいい

うやむやな態度を見せると、高額  
な清掃や工事費を請求しようとしま  
すので、注意してください。

不審に思ったら水道局や消費生活  
センターに問い合わせてください。

### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928

ホットな

## 消費者ニュース 238号



### 気をつけましょう! 通信販売の定期購入

#### 相談事例①

「受け取り拒否」や「一方的な返品  
だけでは解約できない……」

SNS広告からファンデーション  
を定期購入で注文した。使ってみる  
と肌に合わなかったたので業者に「も  
ういらない」と連絡を入れた。その後、  
また商品が届いたので受け取りを拒  
否したが請求が続いている。業者に  
「既に解約済みだ」と連絡しようと電  
話をかけるが全くつながらない。

#### 相談事例②

回数縛りがない定期購入のはずが……

初回の商品が届いたら解約するつ  
もりで、回数縛りがないシャンプー  
の定期購入をネットで注文した。数  
日後、初回の商品が届いたので、解  
約するため業者に連絡すると「4回  
の定期購入契約になっている」と説  
明があった。それを選んだ覚えはな  
かったが、注文受付メールをよく見  
ると「4回の定期コース」の記載が  
あった。

#### アドバイス

◆通信販売では、クーリング・オフの  
制度は適用されません。返品・解  
約は業者の定める規約に基づくの  
で、購入先の名前・契約内容・返品・  
解約などの規約を確認しましょう。

◆解約窓口の電話が繋がらない場  
合も、根気よくかけ続けてみましょ  
う。それでもつながらなければメー  
ルやFAXなどで解約の意思を伝  
えましょう。その場合は、「いつの  
時点からの解約になるのか」「何回  
目まで受け取ることになるのか」  
「支払う金額はいくらなのか」など  
を確認しましょう。業者と話をし  
ないまま、自分の判断で「受け取  
り拒否」や「返品」をすると、業  
者側も受け取りを拒否し、返品送  
料を上乘せして請求されるなど、  
さらなるトラブルにつながる可能  
性があります。

◆6月1日に「詐欺的な定期購入商  
法」の規制が強化され、取引にお  
ける基本的な事項を「最終確認画  
面」などで明確に表示することが  
義務付けられました。インターネット  
上で注文するときは、「最終確認画

面」で次のチェック項目を必ず確  
認しましょう。注文完了直後に商  
品の価格が割引されると勧められ  
「特別割引クーポン」を利用したり  
「購入条件の変更」をしたりした場  
合も必ず確認しましょう。

#### 最終確認画面チェック項目

◇定期購入が条件になっていないか

◇定期購入が条件の場合、継続期  
間や購入回数

◇解約のときの連絡手段

◇「解約・返品」が可能か、可能  
な場合はその条件

◇「最終確認画面」をスクリーン  
ショットで保存

◆契約トラブルで困った場合は、消費  
生活センターに相談してください。

#### ●市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター(市役所新  
館4階) ☎(580)1968

#### ●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～  
午後4時 ☎188(局番なし)

#### ●問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897